パソコン及び周辺機器レンタル規約

第1条(総則)

このパソコンレンタル約款(以下「本約款」といいます)は、貴校(以下「賃借人」といいます)が、高校 e スポーツ部支援プログラムに係る申込書を、株式会社サードウェーブ(以下「賃貸人」といいます)に提出し、賃借人がこれを承諾することにより成立する、パソコン機器等の動産(以下「レンタル物件」といいます)に関する賃貸人及び賃借人間における賃貸借契約(以下「レンタル契約」といいます)

ついて適用されます。

第2条(レンタル期間)

レンタル契約の期間(以下「レンタル期間」といいます)は、賃貸人が賃借人に対してレンタル物件を引渡した日より起算し、賃貸人が 賃借人に対して発行するパソコン及び周辺機器レンタル約款 特約事項(高校 e スポーツ部支援プログラム)に定める時期までとします。

第3条(レンタル契約の延長)

- 1. レンタル期間終了日以降、レンタル契約を継続しない場合は、賃借人又は賃貸人からレンタル契約終了の通知をレンタル期間に 応じて次のとおり行なうものとします。
 - ① レンタル期間が 2ヶ月未満 レンタル期間が終了する日の 3 日前まで
 - ② レンタル期間が 2ヶ月以上 レンタル期間が終了する日の 2週間前まで
- 2. 前項に定める通知がない場合、賃借人にレンタル契約及び本約款をはじめとするレンタル契約と一体として解釈される書面に違反がないことを条件として、レンタル契約は、従前と同一条件(レンタル期間が 1ヶ月に満たない場合は、1ヶ月間とする)にて1ヶ月間の自動延長されるものとし、以後同様とします。
- 3. 賃貸人は、前項によりレンタル期間が延長となる場合でも、レンタル物件の修理又は取替えに、過大な費用又は時間を要するお それがある場合は、レンタル期間を延長しないことができるものとします。

第 4 条(レンタル料金)

- 1. 賃借人は賃貸人に対し、賃貸人が賃借人に対して発行する書面に記載の月払いレンタル料金を支払期限までに賃貸人の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。
- 2. 月払いレンタル料金は賃貸人が賃借人に対して発行する書面に記載されるものとします。

第5条(レンタル物件の引渡し及び使用場所)

- 1. 賃貸人は賃借人に対し、レンタル物件を賃借人の指定する日本国内の設置場所において引き渡します。
- 2. 賃借人は、レンタル物件を日本国内で使用するものとします。

第6条(契約不適合責任)

1. 賃貸人は賃借人に対し、契約不適合につき負う責任は、引渡し時においてレンタル物件が正常な性能を備えていることのみを担

保し、レンタル物件の商品性又は賃借人の使用目的への適合性については担保しません。

2. 賃借人がレンタル物件の引渡しを受けた後、2 日以内にレンタル物件の性能の欠陥につき賃貸人に対して通知をしなかった場合、レンタル物件は正常な性能を備えた状態で賃借人に引渡されたものとみなします。

第7条(レンタル物件の取り替え)

- 1. レンタル物件の引渡し後、賃貸人の責めに帰すべき事由により、レンタル物件が正常に作動しなくなった場合、賃貸人は、レンタル物件を修理又は同等以上のものに交換します。
- 2. 前項にかかわらず、賃借人の責めに帰すべき事由により、レンタル物件が正常に作動しなくなった場合においても、第 11 条に規 定する保険が適用され、かつ、賃貸人が認めたレンタル物件については、修理又は同等以上のものに交換します。
- 3. 前項にかかわらず、レンタル物件の修理又は取替えに過大な費用又は時間を要する場合、賃貸人は、レンタル契約を解約することができます。
- 4. 賃貸人は、第1項の場合、レンタル物件の使用不能の状態を考慮して、使用不能期間中のレンタル料金を日割計算により減免することがあります。
- 5. 賃貸人は、レンタル物件が正常に動作しないことに関し、賃貸人に故意又は重過失がある場合を除き、第1項から第4項に定める以外の責を負いません。

第8条(レンタル物件の使用保管)

- 1. 賃借人は、レンタル物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、これに要する諸費用は賃借人の負担とします。
- 2. 賃借人は、事前に賃貸人の書面による承諾を得なければ次の行為をすることができません。
 - ① レンタル物件を第5条所定の設置場所以外に移動すること。
 - ② レンタル物件を第三者に譲渡又は担保に供すること。
 - ③ レンタル物件に貼付された賃貸人の所有権を明示する標識、調整済の標識等を除去し、又は汚損すること。
 - ④ レンタル物件について質権及び譲渡担保権、その他賃貸人の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。
 - ⑤ レンタル物件を改造すること。
- 3. 賃借人がレンタル物件の引渡しを受けてから返還するまでの間に、レンタル物件自体又はその設置、保管、使用によって第三者に与えた損害については、賃借人がこれを賠償します。
- 4. 賃借人は、レンタル物件について他から強制執行その他法律的・事実的侵害がないように保全するとともに、仮にそのような事態が生じたときは、直ちにこれを賃貸人に通知し、かつ速やかにその事態を解消させます。
- 5. 前項の場合において、賃借人がレンタル物件保全のために必要な措置をとった場合、賃借人はその一切の費用を負担します。

第9条(レンタル物件の滅失・毀損)

賃借人がレンタル物件を滅失(修理不能、所有権の侵害を含む)又は毀損(所有権の制限を含む)した場合、賃借人は賃貸人に対し、代替レンタル物件(新品)の購入代金相当額又はレンタル物件の修理代金相当額を支払うものとし、それでもなお賃貸人に損害が

あるときはこれを賠償します。ただし、賃貸人の責による事由の場合は、この限りではありません。

第 10 条(ソフトウェアの複製等の禁止)

レンタル物件にインストールされているソフトウェア製品(以下「ソフトウェア」といいます)は、レンタル物件の一部を構成するものとし、 賃借人は、次の行為を行うことはできません。

- ① 有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、又は第三者のために再使用権を設定すること。
- ② ソフトウェアをレンタル物件以外のものに利用すること。
- ③ ソフトウェアを複製すること。
- 4 ソフトウェアを変更又は改作すること。
- ⑤ 前各号のほか、ソフトウェアの権利者の権利を侵害又はそのおそれのある行為を行うこと

第 11 条(保険)

- 1. 賃貸人は、レンタル物件に動産総合保険を付保するものとします。
- 2. レンタル物件に保険事故が発生した場合、賃借人は賃貸人に対し、直ちにその旨を通知するとともに、賃貸人の保険金受領手続きに必要な一切の書類を遅滞なく賃貸人に交付します。
- 3. 賃借人が前項の義務を履行し賃貸人が保険金を受領した場合、賃貸人は賃借人に対し、第9条所定の賠償義務について、受取保険金の限度でその義務を免除するものとします。ただし、賃借人が前項の通知義務・交付義務を怠り、又はレンタル物件の滅失毀損について故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。

第 12 条(解約)

- 1. 賃借人は、特別な定めがない限り、レンタル期間中であっても解約希望日の2週間前までに賃貸人に書面で通知のうえ、レンタル物件を賃貸人の指定する場所に返還した日をもって、レンタル契約を解約することができます。
- 2. 前項に従い、レンタル契約がレンタル期間よりも早く終了し、その結果レンタル物件の貸与期間が 1 ヶ月未満となった場合、レンタル料金に差額が生じたとしてもレンタル料金の減額及び返還しないものとします。
- 3. 第1項に従い、レンタル契約がレンタル期間よりも早く終了し、その結果レンタル物件の貸与期間が1ヶ月以上となった場合は、 1ヶ月に満たない期間を1ヶ月単位に切り上げたうえで、第4条2項に従って、レンタル開始月からレンタル終了月までを再計 算したレンタル料金にて清算をおこなうものとします。
- 4. 前項の清算金は、賃貸人が賃借人に対して発行する書面に記載されるものとします。

第 13 条(契約解除)

賃借人が次の各号の一つに該当した場合、賃貸人は、催告をしないで通知のみによりレンタル契約を解除することができます。この場合、賃借人は賃貸人に対し、未払レンタル料その他金銭債務全額を直ちに支払い、賃貸人になお損害があるときはこれを賠償するものとします。

- ① レンタル料の支払を 1 回でも遅滞し、又は本約款の各条項に違反したとき。
- ② 仮差押え、仮処分、差押え又は租税滞納処分その他の公権力による処分を受け、破産手続又は民事再生手続の開始を申立てられ、又は自ら破産手続又は民事再生手続の開始の申立てをしたとき。
- ③ 監督官庁より事業停止又は事業免許若しくは営業登録取り消しの処分を受けたとき。
- ④ 事業の廃止、又は合併によらず解散を決議したとき。

- ⑤ 手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
- ⑥ その他財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

第 14 条(レンタル物件の返還)

- 1. レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由によりレンタル契約が終了した場合、賃借人は賃貸人に対し、レンタル物件を原状に復したうえで、直ちにレンタル物件を賃貸人の指定する場所に返還します。
- 2. 賃借人は、レンタル物件に自己が所有するデータ(電子情報)がある場合には、そのデータを消去して返還するものとします。賃貸人は、返還を受けたレンタル物件にデータが残存する場合、このデータの毀損、漏洩等に起因して賃借人その他第三者に生じた損害に関して一切責任を負いません。
- 3. 賃借人が第1項の義務の履行を怠った場合、賃借人は賃貸人に対し、1ヶ月当たりレンタル料金に、レンタル期間の終了日の翌日からレンタル物件の返還日までの月数を乗じた金額を遅延損害金として支払うものとします。なお、1ヶ月に満たない日数は1ヶ月とみなします。

第 15 条(支払遅延損害金)

賃借人がレンタル料金の支払いを遅滞した場合、賃借人は賃貸人に対し、支払期日の翌日より完済に至るまで年 14.6%(年 365 日の日割計算)の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 16 条(消費税等の負担)

賃借人は賃貸人に対し、税法所定の税率による消費税額、地方消費税額をレンタル料金に付加して支払うものとします。

第 17 条(引渡し・返還の費用負担)

- 1. レンタル物件の引渡し及び返還に関わる運送費等の諸費用は、賃借人の負担とします。
- 2. 運送費等の諸費用は、賃貸人が賃借人に対して発行する書面に記載される金額とします。
- 3. 運送費等の諸費用は、最初のレンタル料金の支払時に全額支払うものとします。

第 18 条(秘密保持)

- 1. 賃貸人及び賃借人は、レンタル契約に基づく取引に関連して知り得た相手方の技術上、その他の業務上の秘密(以下「秘密情報」といいます)を、善良な管理者の注意義務をもって秘密として取り扱い、レンタル契約の履行以外の目的に使用せず、かつ、第三者に開示・提供、又は漏洩してはならないものとします。
- 2. 賃貸人及び賃借人は、前項に定める義務を履行するために、相手方から受領した秘密情報を、次の各号に従い取り扱うものとします。
 - ① レンタル契約を履行するために接する必要のある自己の役員及び従業員以外の者が相手方の秘密情報に接することのないように管理及び保管し、並びに当該秘密情報に接する自己の役員及び従業員にレンタル契約に定める秘密保持義務の内容を遵守させるものとします。
 - ② レンタル契約の履行のために必要最小限の範囲を超えて秘密情報を複写及び複製しないものとします。
 - ③ 相手方から要請があった場合又は相手方の秘密情報が不要となった場合、当該秘密情報(複写、複製物も含みます)を、相

手方に返還又は廃棄するものとします。

第19条(秘密保持の例外)

- 1. 前条にかかわらず、賃貸人及び賃借人は、次の各号のいずれかに該当することを相手方に証明できる情報及び相手方から第三者に開示することにつき書面による承諾を得た秘密情報については、前条に定めるいずれの義務も負わないものとします。
 - ① 開示時に既に公知となっている情報
 - ② 開示時に既に知っていた情報
 - ③ 開示後に自己の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
 - ④ 開示後に第三者より守秘義務を負うことなく合法的に入手した情報
 - ⑤ 秘密情報とは無関係に自己が独自に開発した情報
- 2. 前条にかかわらず、賃貸人及び賃借人は、裁判所、政府、行政機関等(以下「公的機関」といいます)から法令に基づき秘密情報の開示を命令又は要求された場合には、事前に相手方にその旨を通知の上、公的機関に対して秘密情報を開示することができるものとします。ただし、賃貸人及び賃借人は、当該命令又は要求により開示する秘密情報の範囲を必要最小限とするように努めるものとします。

第 20 条(個人情報の取り扱い)

- 1. 賃貸人及び賃借人は、レンタル契約の履行に関して知り得た相手方の役員及び従業員(生徒含む)等の個人を識別又は特定できる情報(以下「個人情報」といいます)を、善良な管理者の注意をもって、「個人情報の保護に関する法律」及び関連法令等(監督官庁の個人情報の保護に関する法律ガイドライン等を含み、以下「個人情報保護法等」といいます)に従って管理・保管の上、取り扱うものとし、レンタル契約の履行以外の目的に使用せず、かつ、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示、提供、又は漏洩してはならないものとします。
- 2. 賃貸人及び賃借人は、前項に定める義務を履行するために、相手方から受領した個人情報を、次の各号に従い取り扱うものとします。
 - ① 個人情報保護法等に従って個人情報の管理・保管・取り扱いに必要な措置を講じるものとします。
 - ② レンタル契約の履行のために必要最小限の範囲を超えて個人情報を複写・複製しないものとします。
 - ③ 相手方から要請があった場合又は相手方の個人情報が不要となった場合、当該個人情報(複写、複製物も含みます)を、相手方に返還又は廃棄するものとします。
- 3. 第1項にかかわらず、賃貸人及び賃借人は、その権限ある公的機関から法令に基づき個人情報の開示を要求された場合には、 当該公的機関に対して個人情報を開示することができるものとします。

第 21 条(損害賠償)

賃貸人に故意又は重大な過失があった場合を除き、いかなる場合も、賃貸人がレンタル契約又は本約款に違反したことに起因又は 関連して賃借人に損害を与えた場合において賃貸人の賠償する損害は、直接損害に限られ、間接的又は派生的に発生した損害(逸 失利益や休業損害を含みます)は含まないものとし、また、第2条に定めるレンタル期間に対応するレンタル料金相当額を上限とし ま

す。

第22条(裁判管轄)

レンタル契約についての一切の紛争は、訴額により東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすること に合意します

第23条(反社会的勢力の排除)

- 1. 賃貸人又は賃借人は相手方に対し、次の各号について表明し、保証するものとします。
 - ① 自らの役員に暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」といいます)の構成員がいないこと
 - ② 反社会的勢力の構成員が自らの経営に実質的に関与していないこと
 - ③ 反社会的勢力に対して資金を提供又は便宜を供与する等、反社会的勢力の維持運営
 - ④ に協力、関与していないこと
 - ⑤ 自らの役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- 2. 賃貸人又は賃借人は相手方に対し、自らが又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - ① 脅迫的な言動又は暴力行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損する行為
 - ④ 相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3. 賃貸人又は賃借人は、相手方が前二項に違反した場合、相手方に何ら通告することなく、レンタル契約を解除することができるものとします。
- 4. 賃貸人又は賃借人は、前項に基づき、レンタル契約を解除した場合、相手方に損害が生じてもその賠償責任を負わないものとします。

第24条(特約条項)

レンタル契約について、別途書面により特約がある場合は、その特約はレンタル契約と一体となり、レンタル契約を補完及び修正することを承認します。

パソコン及び周辺機器レンタル約款 特約事項

(高校 e スポーツ部支援プログラム)

(目的)

第1条 本特約は、高等学校、高等専門学校、高等専修学校、専門学校高等課程及びインターナショナルスクール(以下、総称して「高等学校等」といいます)が、株式会社サードウェーブ(以下、「賃貸人」といいます)実施による高校 e スポーツ部支援プログラム (第2条に規定)において、パソコン及び周辺機器レンタル約款(以下、「レンタル約款」といいます)に基づき、パソコン及び周辺

機器をレンタルする際の適用条件について定めたものです。

(定義)

第2条 高校 e スポーツ部支援プログラム(以下、「支援プログラム」といいます)とは、賃貸人が貸出条件(最終ページ別紙、貸出条件) を満たした高等学校等に対して、賃貸人の指定するパソコン 3 台及び液晶モニター3 台(以下、まとめて「貸出機器」といいます) を上限として、レンタル契約期間 1 年のうち、初月から 12 ヶ月分のレンタル料金、全期間の支払い、並びに光回線の開通工事費(基本工事費)を免除することを指します。

(使用目的)

第3条 支援プログラムは、高等学校等が認めた e スポーツに関する部又は同好会(同好会に準ずるチームを含む。以下「対象部」といいます)活動において、貸出機器を使用することを目的とします。

(期間)

第4条 1. 貸出機器の貸出期間は、レンタル約款第2条に定める引き渡しから1年間とします。

無料期間: 貸出 1ヶ月目 ~ 終了日:12ヶ月目

2. 無料貸出期間が終了した場合、又はその他の理由によりレンタル契約が終了した場合、高等学校等は賃貸人に対し、貸出機器を原状に復したうえで3日以内に賃貸人の指定する場所に返還します。

(引き渡し・返還の費用負担)

第5条 貸出機器の引き渡し及び返還に関わる運送費は、賃貸人の負担とします。

(報告)

第6条 賃貸人は高等学校等に対して、貸出機器の使用状況、その他本特約の趣旨に照らして必要となる情報を確認するため、貸出機器の設置場所、動作確認等を求めることができるものとし、高等学校等は、すみやかに賃貸人にこれを報告するものとします。

(契約解除)

第7条 次の各号に該当する場合は、支援プログラムを解除し速やかに貸出機を返還するものとします。

- 1. 対象部が廃止となった場合
- 2. 対象部の活動を目的とする貸出機器利用がされていない場合 あるいは、支援プログラムの目的を著しく外れた貸出機器利用がされている場合
- 3. 高等学校等または対象部が、前各号の他、本プログラム対象として不適格と賃貸人が判断した場合

(延長)

- 第8条 1. 支援プログラムによる貸出期間の終了日以降、高等学校等が継続して貸出機器の使用を希望する場合、高等学校等は 賃貸人に対して終了日の14日前までに申し出るものとし、有償にて別途レンタル契約を締結するものとします。
 - 2. 支援プログラムによる貸出期間の終了日から3日以内に高等学校等が賃貸人の指定場所へ貸出機器を返還しない場

合、レンタル期間は 1 ヶ月自動延長されるものとし、高等学校等は賃貸人に対して、レンタル約款に従いレンタル料金を支払うものとします。

(買取りオプション)

第9条 支援プログラムによる貸出期間の終了日以降、高等学校等が貸出機器の買取を希望する場合、

高等学校等は賃貸人に対して終了日の14日前までに申し出るものとし、別途契約を締結するものとします。

(レンタル約款との関係)

第10条本特約は、レンタル約款に優先します。

(協議事項)

第 11 条 本特約に定めのない事項及び本特約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、レンタル約款に従うほか、賃貸人及び高等学校 等は誠意をもって協議解決を図るものとします。

附則

制定:2020 年 5 月 15 日 改訂:2020 年 8 月 12 日

【別紙】

貸出条件

- ① 「パソコン及び周辺機器レンタル約款」及び「パソコン及び周辺機器レンタル約款 特約事項」に同意いただけること。
- ② 「サードウェーブ光 利用規約」及び「サードウェーブ光 重要事項説明書」に同意いただけること(サードウェーブ光を申込まない場合は不要)。
- ③ 学校に認められた部又は同好会(チーム)であること。
- ④ 貸出機器は校内に設置すること。
- ⑤「サードウェーブ光」、または練習や大会参加に支障の無い有線のブロードバンド回線が準備可能なこと。
- ⑥ 明確な理由がない限り、株式会社サードウェーブが主催、共催、後援する高等学校向け e スポーツ大会に優先的に出場すること。
- ⑦ 株式会社サードウェーブが指定するソーシャルネットワークにおいて、株式会社サードウェーブが運用する顧問先生同士の情報交換を目的とする「高校 e スポーツ部交流コミュニティ」へ参加すること。
- ※お申込みは高校に勤務する教員の方に限らせていただきます。
- ※支援プログラムは、昨年度以前の高校 e スポーツ部支援プログラム(旧名称:e スポーツ部発足支援プログラム)との重複申込はできません。貸出機器の増台は追加オプションをご利用ください。
- ※昨年度以前の高校 e スポーツ部支援プログラム(旧名称: e スポーツ部発足支援プログラム)を解約している場合、支援プログラムの再申込はできません。
- ※PC 貸出後に、申込み条件を満たしていない事が判明した場合、また本プログラムの主旨とは異なる利用をされていることが発覚した

場合は、PC をご返却いただく可能性がございます。

※「高校 e スポーツ部交流コミュニティ」への参加にあたっては、当社が指定するソーシャルネットワークを導入いただく必要がございます。